

議案第 4 7 号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、住登外者の情報管理に関する事務について個人番号を利用することができる事務として追加することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年大口町
条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１町長の項に次のように加える。

大口町の住民基本台帳に記録されていない者であって管理しておく必要のある
者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付
番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登
外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第１教育委員会の項に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって
規則で定めるもの

別表第２町長の部愛知県在宅重度障害者手当支給規則による在宅重度障害者手当
の支給に関する事務であって規則で定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「又
は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住
登外者宛名情報」という。）」を加え、同部愛知県遺児手当支給規則による愛知県
遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるものの項、愛知県特別障害者手
当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で
定めるものの項、大口町児童扶養手当支給条例による児童扶養手当支給に関する事
務であって規則で定めるものの項、大口町福祉手当支給条例による福祉手当支給に
関する事務であって規則で定めるものの項及び大口町町営住宅条例による町営住宅
に関する事務であって規則に定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「又は住
登外者宛名情報」を加え、同部大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例に
よる医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項、大口町障害者医療
費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるものの項、大口
町精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定め
るものの項及び大口町子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であ

って規則に定めるものの項中「保護の実施に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部大口町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部大口町後期高齢者の福祉医療費支給に関する事務であって規則に定めるものの項中「保護の実施に関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるものの項及び大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるものの項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表教育委員会の部中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加える。

別表第3中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
町長	略		町長	略	
	大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの			大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの	
	大口町の住民基本台帳に記録されていない者であって管理しておく必要のある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
教育委員会	略		教育委員会	略	
	大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるもの			大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
町長	愛知県在宅重度障害者手当支給規則による在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの	町長	愛知県在宅重度障害者手当支給規則による在宅重度障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	愛知県遺児手当支給規則による愛知県遺児手当の支給に関する	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		愛知県遺児手当支給規則による愛知県遺児手当の支給に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
	事務であって規則で定めるもの			事務であって規則で定めるもの	
	愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別障害者手当関係情報及び地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別障害者手当関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町児童扶養手当支給条例による児童扶養手当支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町児童扶養手当支給条例による児童扶養手当支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町福祉手当支給条例による福祉手当支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町福祉手当支給条例による福祉手当支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町町営住宅条例による町営住宅に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町町営住宅条例による町営住宅に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国		大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国

新			旧		
		家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施に関する情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの			家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）及び生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報又は <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報又		大口町精神障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報で

新			旧		
	事務であって規則に定めるもの	<u>は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		事務であって規則に定めるもの	あって規則で定めるもの
	大口町子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町後期高齢者の福祉医療費支給に関する事務であって規則に定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町後期高齢者の福祉医療費支給に関する事務であって規則に定めるもの	医療保険給付関係情報及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの	地方税関係情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		大口町予防接種費用の助成に関する事務（法定事務に定めるものを除く。）であって規則に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補	地方税関係情報 <u>又は住登外者宛名情報</u>	教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補	地方税関係情報であって規則で定め

新				旧			
	助金交付に関する事務であって規則に定めるものの		報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの		助金交付に関する事務であって規則に定めるものの		るもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるものの		地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの		大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるものの		地方税関係情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であって規則に定めるもの	町長	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの	教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であって規則に定めるもの	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるもの		地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの		大口町就学援助費の支給に関する事務であって規則に定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの及び生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化（以下「標準化」という。）に伴い、大口町に住所を有しない者（以下「住登外者」という。）に係る宛名番号の管理（以下「住登外者宛名番号管理」と総称する。）に関する事務を新たに規定するため、改正を行うものです。

2 改正の内容

標準化に伴い、住登外者の登録及び管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が、共通機能として設けられることとなりました。この機能を扱う事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務として条例に規定する必要があるとの見解が国から示されており、本町においても、独自利用を行う事務について条例の整備を行います。

なお、住登外者宛名番号管理は、大口町の事務において必要とする住登外者の氏名、性別、生年月日、住所（以下「基本4情報」という。）の管理を行うものです。この住登外者の基本4情報を必要とする事務の例として、税や料を滞納したまま町外に転出されたときに、転出先の住所を管理することが挙げられます。

3 施行期日

公布の日から施行します。